

3月・4月に住所を異動する皆さんへ 市本庁舎市民課窓口の混雑緩和にご協力を

問い合わせ 市民課 ☎229-3144 📠229-1173

3月・4月の引っ越しシーズンは住所の異動などで窓口が大変混雑しますので、住民異動届は市本庁舎のほか以下の窓口・方法をご利用ください。なお、住民票・戸籍関係証明書の発行や、印鑑登録・証明書の発行もできます。

各窓口の開庁時間

窓 口		開庁時間
市本庁舎市民課		月～金曜日 8時30分～17時15分(祝・休日を除く)
総合支所市民課(市民福祉課)	久居・河芸・芸濃・美里・安濃・香良洲・一志・白山・美杉	
出張所*1	一身田・神戸・高茶屋・榊原・栗葉・千里ヶ丘・波瀬・家城・大三・倭・八ツ山・竹原・太郎生・伊勢地・八幡・多気・下之川	月～金曜日 9時～16時(祝・休日を除く)
	高野尾・大里・白塚・栗真・安東・櫛形・片田・藤水・雲出	
アストプラザオフィス*1		月～金曜日 8時30分～20時 土・日曜日、祝・休日 8時30分～17時
久居総合支所時間外証明書発行等窓口*1		月～金曜日 17時15分～20時 土・日曜日、祝・休日 8時30分～17時

*1 外国籍の人を含む世帯の住所異動は取り扱っていません。

マイナンバーカード・住民基本台帳カードが利用できる窓口

窓 口	届出内容		
	転 出*2	転 居	転 入
市本庁舎市民課・各総合支所市民課(市民福祉課)	○	○	○
各出張所・アストプラザオフィス・久居総合支所時間外証明書発行等窓口	○	△*3	×*4

*2 転出証明書は発行されませんので、新しい住所地で転入届を提出する際は、必ずマイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちください。

*3 マイナンバーカード・住民基本台帳カードの住所の書き換え手続きができません。市本庁舎市民課または各総合支所市民課(市民福祉課)の窓口で手続きを行ってください。

*4 転出証明書が発行されている場合のみ手続きできます。ただし、マイナンバーカード・住民基本台帳カードの取り扱いは*3と同じです。

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます

津市から他市区町村へ引っ越し際に必要な転出届は、電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルを通じてオンラインで提出することができます。このサービスを利用すると、転出の際に市役所の窓口に出向く必要はありません。

なお、マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、転入先の市区町村の窓口で転入届の手続きが必要です。

※このサービスは日本国内で引っ越しをする場合に利用可能です。

※審査に時間がかかりますので、転入手続きの前日までに転出届の手続きを済ませてください。

※転居届(津市内での引っ越し)は、市役所窓口での手続きが必要です。



マイナポータル